

# 兵庫県公報

平成29年3月3日 金曜日 第2879号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるとの事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	4
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（但馬県民局）	4
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	6
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動、指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出	9
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示	10
<b>公安委員会規則</b>	
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	10

## 公布された法令のあらまし

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公安委員会規則第2号）  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第51号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成29年3月11日とすることとした。

## 告 示

### 兵庫県告示第205号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称

兵庫県豊岡市津居山260番地 瀬 渡 昌 行 同 県同 市津居山384番地の1 川 尻 清	津居山港	但馬漁業協同組合
兵庫県豊岡市竹野町竹野1308番地の3 西 垣 公 男 同 県同 市竹野町竹野616番地 飯 倉 建 男	竹野浜	但馬漁業協同組合
兵庫県美方郡香美町香住区上計137番地 小 林 東洋志 同 県同 郡同 町香住区上計266番地の1 安 達 岩 男	柴山港	但馬漁業協同組合
兵庫県美方郡香美町香住区若松676番地の23 竹 中 和 久 同 県同 郡同 町香住区若松676番地の22 伊 藤 優	香住町	但馬漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 平成29年 3月 3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所 美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合



兵庫県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
淡路市里字海平886・塩尾字撫68の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町西深字下上ノ山166の5、166の6
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第208号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町黒原字イバラ谷84の1、84の2
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第209号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町西深字下上ノ山166の9
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下上ノ山166の9（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第210号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨淡路県民局長から報告があった。

平成29年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成29年3月21日（火）午前9時から午前10時まで
- 2 場所  
洲本市塩屋2—4—5 兵庫県洲本総合庁舎 2階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社野口石油  
代表者氏名 野 口 敬  
事務所所在地 南あわじ市志知字初見14—5  
免 許 番 号 兵庫県知事（8）第800116号  
免 許 年 月 日 平成25年10月24日



**兵庫県告示第211号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 加西市西高室土地区画整理組合  
事務所の所在地 加西市北条町横尾1000番地（加西市役所内）  
設立認可の年月日 平成25年3月6日
- 2 事業計画の変更の内容  
公共施設面積  
変更前 26,879.4平方メートル  
変更後 26,876.9平方メートル
- 3 変更認可の年月日  
平成29年2月17日



**兵庫県告示第212号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年3月3日

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

- 1 重要調整池の所在地  
豊岡市出石町口小野字篠谷 地内
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 所有者の名称  
株式会社 吉田組
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
豊岡市小田井町8番34号
  - (3) 代表者の氏名  
吉 田 健 治

## 公 告

## 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）阪急オアシス鴻池店  
所在地 伊丹市鴻池四丁目14番1ほか

## 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

## (1) 環境対策

## ア 騒音対策

(7) 荷さばき施設が住宅の近くで計画されていることから、特に早朝・夜間における作業音については十分に対策すること。

(4) 集客力がある店舗が入居した場合は、ピーク時間帯に予測以上の交通量が想定され、騒音等に関する環境負荷の増大が懸念される。類似店舗の実態を参照するなど、敷地内および周辺道路において交通渋滞が発生しないよう十分に対策すること。

## イ 光害対策

閉店時間が午後11時であることから、周辺住宅に対して敷地内からの照明等による光害が発生しないよう十分に対策すること。

## ウ 悪臭対策

廃棄物等保管施設や各店舗からの悪臭に関し、十分に対策すること。

## (2) 交通安全対策

## ア 県道中野中筋線及び西出入口の安全対策

(7) 当該道路に設置される西出入口は、左折入庫とする計画ではあるが、開店当初には、鴻池字三刈交差点からの来店車両の入庫待ち滞留が予想される。また、右折入庫車両の発生も懸念されることから、交通整理員の配置等により、適切に車両誘導を行われたい。

(4) 当該道路は市バスの運行上、重要・主要な路線となっていること、鴻池字三刈交差点付近にバス停留所が設置されていることから、一層の安全確保、安全対策により、バスの走行環境の改善に努められたい。

(9) 開店後の周辺道路状況に応じて、適時、相談・協議のできるよう必要な体制を維持されたい。

## イ 市道鴻池瑞原線及び南出入口の安全対策

(7) 当該道路は休日も含めて利用者が多いことから、通行上の安全確保のため、当該道路に設置される南出入口については、注意喚起用の警報鈴や看板の設置、交通整理員の常時配置等の安全対策が必要である。また、地元と十分な調整協議を行い、真摯な対応を要望する。

(4) 来退店車両が、南側対面のホームセンターの来退店車両と錯綜し、渋滞の発生や交通安全上の悪化が予想されることから、南出入口については入口とし、一般車両の出口は北側の市道鴻池荻野線に設けられたい。

## ウ 近隣の障がい者施設、教育施設等への安全配慮

(7) 店舗の南側には、知的障がい者を対象とした入所施設や通所施設、グループホームが立地しており、南出入口が設置される市道鴻池瑞原線は、施設への通所、施設外就労、日常生活動作訓練等の際に、毎日、通行利用されている。また、店舗の東側には、鴻池小学校やこのいけ幼稚園、伊丹特別支援学校等の教育施設が立地しており、当該道路は児童生徒の通学路としても利用されている。南出入口が設置されれば、不特定多数の車両が当該道路を往来することとなり、危険回避が困難な障がい者や児童生徒が交通事故等に巻き込まれる危険が高まる。当該道路は、道幅も狭く、現在でも車両同士や車両と自転車等の接触事故が発生するなど、多数の車両が交錯するには不向きな道路であると考えられる。以上の理由により、南出入口については、廃止又は位置の変更など、計画の変更を行うよう要望する。

(4) 店舗の南東に立地する伊丹特別支援学校は、肢体不自由特別支援学校のため、児童生徒はスクール

バスとリフト付きタクシーによって通学しており、来退店車両や搬出入車両等によって、児童生徒の通学への影響が懸念される。開店後もスクールバス等の安全かつ円滑な通行が確保されるよう、学校西側の市道への来退店車両の進入防止、店舗南側の市道鴻池瑞原線における来退店車両の滞留防止など、安全確保のために必要な対策を講じるよう要望する。

- (7) 南出入口が設置される市道鴻池瑞原線は、鴻池小学校の通学路に当たる。開店後は、来退店車両により交通量が増加すると予想され、また、対面のホームセンターとの往来など、さまざまな車両通行が発生することから、登下校時の安全確保が必要である。交通整理員の複数配置、ガードレールの設置、回転灯の設置等の対策が必要と考える。
- (8) 店舗の周辺道路は、近隣の小中学校の通学路となっているため、登下校の時間帯においては、工事期間中はもちろんのこと、開店後も出入口に交通整理員を配置するなど、安全対策に努められたい。

3 同法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
<p>社会福祉法人 いたみ杉の子</p>	<p>来店者の駐車場への出入口2ヶ所（県道側の西出入口及び市道側の南出入口）のうち、南出入口の設置については、以下の理由により中止するよう求める。 （中止を求める理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺地域には、本法人を含め多くの福祉施設、事業所があり、不特定多数の車両が通行することによる環境悪化及び交通事故等の危険度が増すことが懸念される。</li> <li>(2) 南出入口が接する市道は、道幅が狭く、地域における生活道路であり、大規模店舗の駐車場への進入路としては不適切と考える。</li> <li>(3) 当該道路は、本法人が運営する障がい者福祉施設と隣接しており、施設利用者（知的障がい者）も日常利用する。危険察知に障がいのある利用者の安全確保・生活環境の保全にも影響がある。同様に、当該道路は、地域にある鴻池小学校、幼稚園等の主要な通学路でもある。</li> <li>(4) 当該道路は、単に狭いということだけでなく、大型自動車のすれ違いが難しい、中央線もない、片側にしか歩道がない、街路樹が歩道をより狭くし見通しを遮っているなど、店舗への進入路とするには構造的な欠陥がある。</li> <li>(5) 当該道路は、すでに本法人利用者の送迎車両、隣接する伊丹特別支援学校の送迎大型バス、市立スポーツセンター利用者の車両等、地域住民以外の車両通行場所となっており、通行量が多い。これに店舗利用者車両が加わると、渋滞、通行支障が予想される。</li> <li>(6) 隣接して営業中のホームセンターも当該道路に出入口を設けているが、今回の店舗と同じく、当初の説明では、利用車両は地域住民の生活圏域に進入させず、県道を介して来退店させるとのことだったが、守られていないのが現状である。さらに、ホームセンターの出入口においては、見通しも悪く、車両同士、車両と自転車等との事故が起きている。</li> <li>(7) 県道から市道への右折についても、信号の青表示時間は短く、右折専用青表示もないことから、渋滞することが予想される。同じく市道での渋滞も予想される。</li> </ul>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成29年3月3日から1週間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成29年3月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
オフィス8	福永信量	福永晃子	尼崎市御園町27-3-2204	平成29年1月11日
神戸障害者育生会	伊藤敏夫	上田麻紀	神戸市垂水区多聞台4丁目12番10-711	平成29年1月12日
瀬戸なおと後援会	猶原卯一	阿曾好修	宍粟市千種町下河野395	平成29年1月5日
中川市長を励ます女性の会	仁木佳代子	脇野ふさ子	宝塚市高司2丁目12番10号	平成29年1月23日
中村謙作後援会	中村謙作	大西宏治	赤穂市元塩町4番地8	平成29年1月30日
西川浩司後援会	西川浩司	西川浩司	赤穂市上飯屋南13番地の19	平成29年1月6日
西ふじあき子後援会	西藤彰子	西藤彰子	尼崎市東園田町9丁目6-27	平成29年1月26日
別府けんいち後援会	白井宏長	川尾祐士	尼崎市七松町1丁目1番1 立花ジョイタウン206号	平成29年1月23日
松田みつお後援会	佐藤好則	松田みつお	尼崎市潮江3-7-10	平成29年1月17日
宮元ゆうすけ後援会	宮元裕祐	宮元裕祐	宍粟市波賀町安賀282-3	平成29年1月12日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日
公明党明石総支部	伊藤勝正	主たる事務所の所在地	新 明石市鳥羽1694-1	平成28年10月1日
			旧 明石市大久保町西脇514-8	
		代表者の氏名	新 伊藤勝正	平成28年10月1日
			旧 梅田宏希	
自由民主党村岡支部	仲村正彦	代表者の氏名	新 仲村正彦	平成29年1月26日
			旧 西村伸一	
		会計責任者の氏名	新 中村重信	平成29年1月26日
			旧 古家学	
日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部	清水貴之	会計責任者の氏名	新 藤野扶季子	平成29年1月19日
			旧 赤石理生	
日本維新の会衆議院兵庫県第7選挙区支部	三木圭恵	主たる事務所の所在地	新 西宮市広田町1-27	平成29年1月20日
			旧 三田市上井沢457	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日

飯田吉則後援会	中 本 俊 明	代表者の氏名	新	中 本 俊 明	平成29年1月13日
			旧	細 川 泰 二	
		会計責任者の氏名	新	下 川 洋 一	平成29年1月13日
			旧	大 谷 健 二	
いとう順一とつくる会	米 田 憲 司	主たる事務所の所在地	新	宝塚市伊子志4-2-2	平成29年1月24日
			旧	宝塚市伊子志2-17-8-4F	
		代表者の氏名	新	米 田 憲 司	平成29年1月24日
			旧	嶋 貫 孝 弘	
おかざき稔後援会	岡 崎 稔	会計責任者の氏名	新	別 惣 俊 二	平成29年1月10日
			旧	織 田 勇	
奥村正行後援会	奥 村 将 平	代表者の氏名	新	奥 村 将 平	平成29年1月12日
			旧	寺 田 昭 一	
		会計責任者の氏名	新	奥 村 将 平	平成29年1月12日
			旧	板 谷 和 行	
かしはら要を育てる会	松 本 昭 秀	代表者の氏名	新	松 本 昭 秀	平成29年1月24日
			旧	高 橋 憲 司	
		会計責任者の氏名	新	柏 原 要	平成29年1月24日
			旧	柏 原 健	
幸福実現党播磨中央後援会	藤 井 宏 一	会計責任者の氏名	新	佐 伯 欣 子	平成29年1月21日
			旧	小岩井 孝 幸	
高菱政治活動委員会	村 田 和 也	会計責任者の氏名	新	森 田 大 輔	平成29年1月19日
			旧	吉 田 祐 二	
小林俊之後援会	池 田 福 美	代表者の氏名	新	池 田 福 美	平成29年1月11日
			旧	川 崎 薫	
		会計責任者の氏名	新	松 岡 忠 雄	平成29年1月11日
			旧	宮 田 肇	
仙波幸雄後援会	仙 波 結 城	代表者の氏名	新	仙 波 結 城	平成28年5月25日
			旧	仙 波 幸 雄	
竹尾智枝後援会	竹 尾 智 枝	会計責任者の氏名	新	竹 尾 智 枝	平成29年1月30日
			旧	小 川 幸 子	
兵庫・西宮の未来をつくる会	栗 山 雅 史	政治団体の名称	新	兵庫・西宮の未来をつくる会	平成29年1月31日
			旧	くりやま雅史後援会	
平木ひろみ後援会	平 木 博 美	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区北長狭通5-1-13-306	平成29年1月20日
			旧	神戸市中央区港島1-1-9-407	
福元晶三後援会	山 本 高 則	政治団体の名称	新	福元晶三後援会	平成29年1月10日
			旧	福元しょうぞうを育てる会	
前川豊市後援会	久須美 一 雄	会計責任者の氏名	新	前 川 豊 市	平成29年1月10日
			旧	前 川 政 道	
むかい道尋後援会	向 井 道 尋	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区北落合2丁目12-32	平成28年12月13日
			旧	神戸市須磨区東落合2丁目17番1-406号	
[森 てつお 後援会] 輝くさんだ創生の会	増 田 和 彦	会計責任者の氏名	新	梶 井 秀 一 郎	平成29年1月18日
			旧	森 純 子	



山田たつみ後援会	石 井 清 志	代表者の氏名	新	石 井 清 志	平成29年1月11日
			旧	井 上 修 二	
山田昌弘後援会	平 田 源 也	代表者の氏名	新	平 田 源 也	平成29年1月5日
			旧	近 藤 隆 亮	
よこ山義夫後援会	吉 田 祐 二	代表者の氏名	新	吉 田 祐 二	平成29年1月19日
			旧	高 倉 清 一	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	新	森 田 大 輔	平成29年1月19日
			旧	吉 田 祐 二	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党神戸北支部北神分会	福 浪 睦 夫	平成28年12月31日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい風岸本義明後援会	猶 原 士 郎	平成28年12月31日
内海典子後援会	大 倉 衛	平成28年12月31日
木戸節美後援会	衣 笠 弘 子	平成28年12月31日
酒井俊一後援会	酒 井 俊 一	平成28年12月24日
志水正幸後援会	内 藤 正 登	平成28年12月31日
新生兵庫講演会	水 越 浩 士	平成28年12月28日
政治結社政経塾総本部	中 野 伸 吾	平成28年9月1日
瀬川至後援会	石 塚 善 美	平成28年12月31日
仙波幸雄後援会	仙 波 結 城	平成28年5月25日
土田信憲後援会	小笠原 正義	平成28年12月31日
「徳重光彦」を支援する会	森 田 稔	平成28年12月31日
熱血三郎後援会	安 井 幹 雄	平成28年12月31日
春名ひさかず後援会	村 上 武 光	平成28年12月31日
平井孝彦後援会	広 岡 靖	平成28年12月31日
まごころネットワーク淡路島	岡 本 治 樹	平成29年1月16日
山本忠利後援会	木 村 實 二	平成28年12月31日



兵庫県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動、指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成29年3月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
平 木 博 美	平木ひろみ後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区北長狭通5-1-13-306	平成29年1月20日
			旧	神戸市中央区港島1-1-9-407	
向 井 道 尋	むかい道尋後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区北落合2丁目12-32	平成28年12月13日
			旧	神戸市須磨区東落合2丁目17番1-406号	

2 資金管理団体の指定の取消し等の届出

(1) 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
政 次 悟	政次悟後援会	平成29年1月30日

(2) 法第19条第3項第2号による資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
仙 波 結 城	仙波幸雄後援会	平成28年5月25日

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

契約担当者

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立歴史博物館ほか7施設で使用する電気 予定数量5,332,704キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年2月3日
- 4 落札者の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額（税抜）  
86,920,579円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年12月20日

公 安 委 員 会 規 則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年3月3日

兵庫県公安委員会

委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第2号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第51号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成29年3月11日とする。